

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成18年9月22日

県南広域振興局長 酒井俊巳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ジョイス

イ 株式会社ツルハ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス北上江釣子店 北上市上江釣子第6地割33番1ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成18年9月1日

(5) 変更の理由 店舗施設の増設に伴う設置者及び小売業者の追加のため

2 届出年月日 平成18年9月4日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所